



令和3年度6月補正予算案の追加提案

令和3年6月4日

茨城県



国の交付金の追加配分等を受けて、

- ・ ワクチン大規模接種会場の設置等の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止
- ・ 営業時間短縮要請に応じた事業者等への支援 など、早急な対応が求められる課題について必要な事業を計上するもの。

一般会計補正予算額 371億75百万円

<内 訳>

- | | |
|----------------------|-----------|
| ① 感染拡大防止策と医療提供体制の整備等 | 336億71百万円 |
| ② 県内産業等への支援 | 35億04百万円 |



【R3.6月補正予算額 12,712百万円】

保健福祉部医療局薬務課ワクチンチーム (029-301-5294)
同 医療人材課人材育成G (029-301-3151)

新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束に向けて、県による大規模接種会場の設置や個別接種を実施する医療機関などを支援します。

大規模接種会場の設置 9,708百万円

- 1 予定会場 県庁福利厚生棟ほか県内複数か所で設置予定
- 2 設置期間 6月中旬～
- 3 接種人数 1会場あたり 約1,000人/日



新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業 2,958百万円

- 1 個別接種を行う診療所に対し支援
 - ①週100回以上:2,000円/回 ②週150回以上:3,000円/回
- 2 50回以上/日の接種を行う医療機関に対し支援:10万円/日(定額)
- 3 上記2を週1日以上4週間以上行う病院に対し支援:①医師:7,550円/h ②看護師等:2,760円/h

看護学生に係る実習前PCR検査費補助 46百万円

- 1 事業概要 看護師等学校養成所の学生の実習前PCR検査等費用の支援
- 2 補助額 学生1人あたり10,000円(上限)
※同種の支援を受けている場合は対象外





【R3.6月補正予算額 20,762百万円】

産業戦略部中小企業課企画G (029-301-3482)

県の営業時間短縮要請に応じた対象施設の事業者に協力金を支給します。

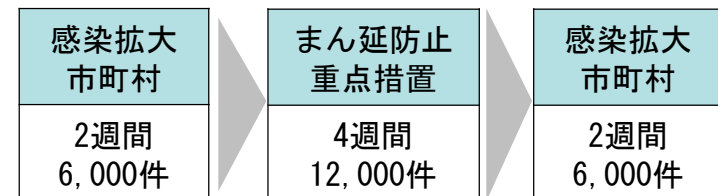
支給額

区分		年間の売上高		
		～3,000万円 (～7.5万円 ^{※1} /日)	3,000万円～1億円 (7.5 ^{※1} ～25万円/日)	1億円～ (25万円～/日)
中小企業 ^{※2}	国の緊急事態地域又は まん延防止等重点地域	3万円	3～10万円 (1日の平均売上高の4割)	10万円
	その他地域	2.5万円	2.5～7.5万円 (1日の平均売上高の3割)	7.5万円
大企業	全ての地域	1日当たりの売上高の減少額×0.4 (上限20万円/日・店舗)		

※1 その他地域の場合は約8.3万円

※2 中小企業であっても、大企業と同様の算定方式を選択可能

※積算の考え方



対象施設

○該当市町村に所在する飲食店のうち、要請期間すべてに協力した事業者
(食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者)

※ いばらきアマビエちゃんへの事業者登録は支給要件



【R3.6月補正予算額 1,987百万円】

産業戦略部技術革新課

事業者一時金支給チーム (029-301-3522)

主な事業が県の営業時間短縮要請及び外出自粛要請の影響を受け、売上が大きく減少した事業者に対し、県独自の一時金を支給します。

<p>支給対象</p>	<p>県内に本店又は主たる事業所を置く中小企業・個人事業者で、以下のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 営業時間短縮要請に協力した飲食店等と直接取引がある事業者 例) 飲食料品卸売業、割り箸・おしぼりなどの供給者、卸売業者 等</p> <p>(2) 外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品・サービスを提供する事業者 例) イベント業、土産物屋、ホテル・旅館、バス・タクシー・運転代行業、理・美容店、マッサージ店 等</p> <p>※営業時間短縮要請を受けた飲食店等は対象外</p>
<p>対象外</p>	<p>大企業、公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、性風俗関連特殊営業事業者</p>
<p>主な要件</p>	<p>令和3年<u>4月から6月</u>のいずれかの月の売上が、対前年（対前々年）同月比で<u>30%以上減少</u>していること</p>
<p>支給額</p>	<p>1事業者あたり一律<u>20万円</u>（1回限り）</p>
<p>総事業費</p>	<p>3,100百万円 [内訳] 今回補正額1,987百万円＋繰越予算残額見込1,113百万円</p>
<p>申請期間</p>	<p>6月下旬受付開始予定</p>



【R3.6月補正予算額 1,238百万円】

営業戦略部観光物産課観光戦略G（029-301-3617）

宿泊事業者が行う感染拡大防止策の強化に要する費用を支援し、旅行者が安心して旅行を楽しめる環境の整備を図ります。

- 1 補助対象：県内宿泊事業者（旅館業法の許可を受けている者）
- 2 補助対象経費：
 - ① 感染症対策に資する物品の購入等
（サーモグラフィー等の必需品の導入費用、感染症対策の専門家による検証費用 等）
 - ② 前向き投資に要する経費
（ワーケーションスペースの設置、非接触チェックインシステムの導入 等）

※令和2年5月14日まで遡及適用可

- 3 補助率：1/2
- 4 補助上限：最大500万円（1施設あたり）

（参考）国による補助上限額の想定

部屋数	10室未満	10～29室	30～49室	50室以上
補助上限	50万円	100万円	300万円	500万円

